

藤沢市耐震改修促進計画の改定について（最終報告）

1 改定の趣旨

国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針において、耐震化の目標に定める建築物を「住宅」と「※耐震診断義務付け対象建築物」とする考えが示され、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」といいます。）が改定されることから、藤沢市耐震改修促進計画（以下「本計画」といいます。）を改定するものです。

※ 耐震診断義務付け対象建築物とは、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数が利用する大規模建築物）と要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路沿道の建築物）をいいます。

2 主な改定内容

本計画の目標に定める建築物は、耐震性が不十分な住宅と耐震診断義務付け対象建築物とします。住宅については、令和12年度末概ね解消とし、耐震診断義務付け対象建築物については、令和12年度末大方解消とします。

3 令和3年12月建設経済常任委員会報告以降の主な経過

本計画の素案について、パブリックコメントを令和3年12月17日から令和4年1月17日まで実施しましたが、提出された意見等はありませんでした。

このため、本計画の対象としている建築物や耐震化の目標について、素案からの変更はありません。

4 素案からの主な変更点

- (1) 県計画（素案）を踏まえ文章表現の修正
- (2) 本編に資料編を追加

以 上
(計画建築部 建築指導課)